

第9回青森県環境審議会

日 時：平成22年1月27日（水）

午後1時30分から3時30分まで

場 所：青森国際ホテル3階「孔雀の間」

1. 開会

(司会)

定刻となりましたので、ただ今から第9回青森県環境審議会を開会いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課計画・管理グループマネージャーの菊地と申します。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっておりますが、本日は、全委員33名中25名の委員に御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

つづきまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元にお配りしております資料、資料1からですが、資料1が諮問案件関係、資料1から5までということになります。

資料1が、県立自然公園の見直しについて

資料2が、種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更の概要

資料3が、同自然公園指定書及び公園計画書（案）

資料4、同自然公園の区域及び公園計画図（案）

そして、資料5が同公園の公園計画等変更に係る経緯及びスケジュールということですが、

それから、お手元に報告案件関係ということで、資料6から8まで御用意しております。

資料6が、環境計画の位置付けと策定経緯

資料7が、第三次青森県環境計画（原案）の概要について

資料8が、委員からの提出意見と県の考え方

そして、第三次環境計画の原案につきましては、事前に皆様に原案をお送りしております。

お手元の方に資料がないという方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、蝦名副知事から御挨拶を申し上げます。

2. 開会挨拶

(蝦名副知事)

本日は、御多忙中にも関わらず御出席を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

皆様には、日頃から県政万般にわたりまして様々な御支援をいただいていること、心から感謝申し上げます。

さて、皆様、今年はいよいよ新幹線が新青森駅まで、12月にくるわけでございます。それに先立ちまして先般、1月の10日から明治神宮の所にごぞいます原宿表参道で様々な催しを24日までやりました。

たまたま、20日に私は点灯式で参りまして、その表参道の商店街の理事長さん、たまたま青森県出身でございまして、青森県出身とって、青森市の今、東映のある所の近くで商売をされていたと、御両親が。そして、表参道に行ったということでありました。

そこで、様々な話をして、あそこでねぶたを点灯し、そして23日には知事が先頭に立って500人でハネトを連れてねぶたの運行をしたわけでありまして。あそこには、明治神宮がございまして、鎮座90年に今年にあたるということございまして。即ち、大正9年に造られたということでありました。

明治神宮を造る時に、明治神宮に参拝に行く時に、あの表参道を通るということでありまして、あの坂は、東京は坂が多いから、あの坂はそのまま自然のものかなと思っておりまして人工的に造ったものであると。そして、登っていく時に、明治神宮がいかによく見える、どこからでも見えるような仕組みで造り上げたということございまして、いわゆる当時の大正9年の時代でございまして、環境というものに大変配慮して、あるいは景観、自然、様々なものに配慮して造られたということ聞きまして、昔の人は今と違って、大変広い見地から様々なものを造っていくんだと、改めて思ったわけございまして、先人の物の考え方を我々も学んでいかなければならないと様々な思ったのでございまして。

新幹線につきましては、12月にいよいよまいります、今、この12月にまいりますものは、東京から新青森駅まで3時間20分掛かるということでありまして、来年、再来年になりますと、3時間5分で最終的には結ばれるということございまして。今、三村知事を先頭に一生懸命観光客を迎えるための様々な努力をしているところございまして。皆様におかれましては様々な青森県に新幹線が来るということについて、発信してもらえば大変有り難いと思っております。

それでは、県では、1月に平成21年版の環境白書を公表しました。平成20年度の本県の環境は、概ね良好な状態で推移していますが、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果の排出量は、基準年である1990年に比較して、大変大きく増加しているわけございまして。地球規模での環境問題は、人類が直面する最大の課題であり、このままの生活を続けると地球温暖化の進行、資源の浪費による危機、生態系の影響などがますます懸念される所です。

私たち青森県民としても、環境について考え、今の生活のあり方を根本から見つめ直す大切な時期を迎えていると思うわけでありまして。

県では様々な計画を作っておりますが、特に環境分野では、県民一人ひとりが環境に対する高い志を持ち、豊かな自然をいつまでも享受し続け、青森県といえば環境、環境といえば青森県と言われるような、本県がめざす選ばれる地域にふさわしい環境づくりを積極的に進めていきたいと考えております。

青森らしさを作る財産であり、暮らしやすさの基盤でもある本県の環境を県民の皆さんと一緒に守り育てていきたいと考えております。

本日の審議会では、種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更についての御審議をお願いするとともに、第三次青森県環境計画（原案）について御報告させていただきたいと考えております。

皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

3. 議事

(司会)

それでは、議事に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例にもとづき、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、以後の進行については、藤田会長をお願いいたします。

それでは、藤田会長、どうぞよろしく願いいたします。

(藤田会長)

こんにちは。

今、蝦名副知事からのお話にもありましたように、新幹線が青森に12月には来ます。その前に、八戸に来ていたわけですが、観光の目玉として、勿論、十和田、八甲田といったような観光地がございますが、この種差海岸といったものもかなりの利用者が増えているというようなことで、そこを今回は御審議いただくということなので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、まず、この次第に従って議事に入らせていただきますが、その前に、議事録の署名者の指名をさせていただきたいと思います。

署名者は、飯考行委員と嶋中由紀子委員でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、署名の方、よろしく願いいたします。

次に本日の諮問案件、先ほど言いましたように、種差階上の自然公園の件でございますが、その諮問書をお受けしたいと思います。よろしく願いします。

(蝦名副知事)

青森県環境審議会会長 藤田均殿

青森県知事 三村申吾

諮問書

次の事項について諮問します。

種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について

諮問理由

青森県立自然公園条例第5条第1項及び第6条第3項の規定に基づき、種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画を変更したいので、これについて意見を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

(藤田会長)

ただ今、諮問書を受け取りましたので、早速、審議に入りたいと思います。

蝦名副知事が所用のため退席されるということですので、委員の皆様にお知らせいたします。

それでは、早速、次第に従って審議を進めて参りたいと思います。

諮問案件は、種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更でございます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

(三上自然保護課長)

自然保護課長の三上でございます。私から説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

諮問案件でございます、種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について御説明を申し上げます。

資料1から5及び一部スライドを用いまして御説明させていただきます。

なお、先ほど、資料の確認の際に資料の順番が違っておりまして、前回、事前報告しました補足説明

の資料、これは資料の1として、県立自然公園の見直しについてということで、今回お配りしております。従いまして、資料2が概要、3が指定書及び計画書、4は図面です。資料5としてスケジュールということで、今回お配りした資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

この案件につきましては、前回の審議会において素案の段階で途中経過を報告させていただいたものでございます。今回は、その素案を一部修正しまして、最終的な案として整理をいたしました。諮問案件として審議していただくものでございます。

具体的な内容でございますが、それに入る前に、まず県立自然公園の見直しとはどのような作業か、改めて簡単でございますが、確認をさせていただきましてから具体的な変更内容の詳細を説明させていただきたいと思っております。

説明の方は、先ほど申しましたように、配布資料に基づいて進めてさせていただきますが、スライドにまとめていますので、スクリーンの方を御覧いただきたいと思います。

まず、県立自然公園の見直しとはどういう作業なのか、ということについて御説明申し上げます。資料ナンバーでいけば1番となります。

この資料につきましては、前回は説明しておりますが、スライドの方で簡単に説明をさせていただきます。

県立自然公園の制度につきましては、自然公園法及び県立自然公園条例に規定されておまして、今回の案件の公園区域の変更、公園計画の変更にあたりましては、条例の規定によりまして関係市町村及び青森県環境審議会の意見を聞くということになっております。

次に「公園計画」とはどのようなものかということでございますが、「公園計画」は、自然公園の特性に応じまして、いかにして風景の保護を図り、公園としての資質を保全するか、また、どのように利用増進を図るかについて定める計画であります。大別しますと、「保護計画」と「利用計画」この2つになります。「保護計画」には、一定の行為制限のもとで風致景観の保護を図るため、特別地域や普通地域といった地域に区分します。これは、地種区分と申しますが、保護規制計画がございます。

また、利用計画には、公園利用にふさわしい施設を計画的に整備するため、道路、野営場などの施設について、配置と整備方針を定める利用施設計画がございます。

続きまして、県立自然公園の公園計画の見直しについて御説明申し上げます。

目的でございますが、県立自然公園を取り巻く社会的条件、あるいは利用実態の変化によりまして、現在の公園計画が対応できない状況にある場合、つまり、指定当時と変わって道路ができたりとか、住宅が増えたりとか、そういう現況の計画に合わなくなった場合、適切な公園管理が行われるようにするものでございます。

今回の変更の考え方をお話申し上げますと、まず、境界が分かりにくくなっている箇所を点検し、不明瞭となっている境界線の引直しに主眼をおいて作業を進めたものでございます。

このことから、公園区域の見直しにつきましては、基本的に現状を維持しながら不明瞭となっている区域線を引き直し、自然公園としての資質の維持を図るようしております。

公園計画につきましては、第1種から第3種に区分される特別地域、また、普通地域といった地種区分の色分けになりますが、これも基本的に現状を維持しながら、不明瞭となっている地種区分線を引き直しています。併せまして、区域の実態に応じて地種区分の変更をしております。

また、利用施設計画につきましては、施設の必要性和整備の見込みを勘案し、変更しております。

次に自然公園の規制について、先ほど申しました、保護規制計画に記載される地種区分といわれるものの中身について簡単に御説明申し上げます。

県立自然公園の場合は、特別地域と普通地域に分かれまして、特別地域はさらに第1種から第3種の特別地域に分かれます。

第1種特別地域は、風致を維持する必要性が最も高い地域で、現在の景観を極力保護するよう、強い規制がかかる地域です。

第2種につきましては、第1種と第3種の中間的な度合いの規制がかかる地域でございます。

第3種につきましては、特別地域のうちで風致を維持する必要が比較的低い地域で、通常の農林漁業は許容される地域となります。

特別地域内では、工作物を建てたり、木を切ったり、看板を立てたりというような、何か行為をしようとする時は、知事の許可が必要となります。その許可にあたりましては、許可基準というものが定められておりますが、第1種では、より厳しいものとなっております。

一方、普通地域でございますが、許可制ではなく、届出制となっております。届け出をすれば風景の維持に支障がない限り、制限を受けないで行為を行うことができる地域になります。

それでは、変更の具体的な内容について御説明を申し上げます。

配布資料でいきますと、資料2になります。

まず、種差海岸階上岳自然公園の概要について、説明は省略いたしますが、主な風景をスライドにしておりますので御覧いただきたいと思っております。

左上が蕪島でございます。そして、砂浜の広がる大須賀海岸と白浜海岸となります。

次に淀の松原から見ました岩礁地。そして、右下が種差の天然芝生地でございます。海岸部は、変化に富んだ海岸の風景が見られるものでございます。

次に階上灯台でございますが、これは青森・岩手の県境に位置するものでございます。そして、右下が階上岳から八戸方面を見たところでございます。赤く色付いているのは、ヤマツツジの花でございます。

次に今回の変更の箇所でございます。資料2の2ページと3ページになります。

今回の公園区域の変更が4番と5番。地種区分の変更が1から3番、6番と7番となります。これらのうち、規制が強まるものは、1番の館越地区と4番の大久喜地区でございます。

一方、緩められるものは、2番、3番の種差海岸地区、5番の大久喜地区、6番の榊平海岸地区、7番のつくし森地区でございます。

変更の箇所につきましては、前回の素案で報告した時と同じものでございます。

公園面積をみますと、若干区域の変更があるわけですが、拡張するのが2ha、削除されるのが2haということで、相殺されまして全体の面積に変更はございません。

ちなみに、資料の3ページに表がございます。

続きまして、各地区の変更内容について御説明を申し上げます。

資料は、資料2の5ページからになります。

スライドの方で説明して参りますので、スライドの方を御覧いただきたいと思っております。

まず、1番の館越地区について御説明をいたします。

これは、上から空中写真で見た様子でございます。公園の区域を表示いたします。拡大をしてみます。

ここは、海岸に張り出している地形から、葦毛崎や大須賀海岸から海岸線を眺めた時、目に入ってくる位置でございます。現在は、クロマツの林を主体とした地域でございますが、かつては放牧地や畑がありまして、森林ではなかった所でございます。岩礁地から陸側に続く自然として、特別地域に変更して風致の維持を図るものでございます。

素案の段階では、変更面積 10ha でございましたが、今回、主に眺望される小高い海岸部だけを特別地域に指定することといたしまして、変更面積は 7ha となっております。

第 3 種特別地域に変更した理由でございますが、先ほど申しましたように、かつて放牧地や畑の利用があった経緯を踏まえますと、森林の維持を図る必要性は弱く、むしろ岩礁地の背後にあたる自然として維持することが大切と考えるところでございます。

そして、人の手が加えられてできた自然であるということと、農林漁業の適度な利用が想定されることから、第 3 種特別地域としたものでございます。

地上の状況写真を 1 番から 7 番までの順に見て参ります。

葦毛崎からの眺望でございます。

次に白浜海水浴場から見た所でございます。

海側の歩道でございます。

同じく歩道の様子でございます。右側の松林が特別地域に格上げされる所でございます。

深久保漁港から見た所でございます。

南西側から見た所でございます。右側の車道を進んでみますと、車道から見た所でございますが、車道の左側が特別地域に変更される部分でございます。松林は、昨年の秋に間伐されまして、写真にあるとおり、ちょっと明るい林になっております。

1 番の館越地区については以上でございます。

次に 2 番、3 番の種差海岸地区でございます。資料につきましては、6 ページになります。

拡大をしてみます。

2 番の種差海岸地区は、もともと住宅などの建物があつた場所でありまして、現在も生活している人がおりますが、第 1 種特別地域では、規制が強すぎるという点があることから、宅地のある敷地を第 2 種特別地域にする案としたものでございます。素案の段階では、普通地域に変更するという案でございましたが、利用拠点となります芝生地に隣接する場所でございます。風致景観の保護上、重要であると考え、第 2 種の特別地域としました。

状況写真を見てみます。

車道と線路の交差付近から見た所でございます。点線で表示しているあたりが変更される部分でございます。

観光客用の店が右側の方でございます。この店は、住宅としても利用されております。この奥にも 1 軒人家があるという状況になっております。

次は、芝生地の南側の部分でございます。

建物がある敷地を第 1 種特別地域から第 2 種特別地域に変更するものでございます。ここも素案の段階では普通地域に変更する案でございましたが、先ほど申しましたように、利用拠点となる芝生地に隣接する場所でございます。風致景観の保護上、重要であると考え、第 2 種の特別地域といたしました。

状況写真を見てみます。

県道から見た様子でございます。

次、同じく県道から反対方向で見た所でございます。

次は 3 番の芝生地の南側、砂浜の付近でございます。

変更前は、宅地と砂浜を境界としておりましたが、現況は畑や草地も見られ、砂浜が一体どこまでなのか不明瞭になっておりました。こういうことから、現況で砂浜となっているラインを探した結果、この地番界を境界とするのが妥当と判断したものでございます。このため、結果的に、当初、第 2 種特別

地域であった部分が、一部普通地域となったものでございます。

状況写真を見てください。

当初、地類界として、赤い点線だった所、上の方にありますが、その所を変更後は地番界として赤い実線、その下にもございますが、そのようになりました。砂浜は、第2種特別地域ということで残ります。

同じく3番の種差漁港の南側から高岩展望台にかけての区域でございます。

変更前は、宅地と原野を境界としておりましたが、現況は畑があつたりとか、樹林地があつたりと、境界が分からなくなったことから、より明確な歩道を目安に境界としたものでございます。

このため、先ほどと同じように結果的に当初第2種特別地域であった部分が、普通地域となったものでございます。

素案の段階では、歩道そのものを境界線というふうに考えたわけですが、歩道周辺も含めまして景観を保護するということから、歩道から20mの幅をもって特別地域に含む形にいたしました。

状況写真を見てください。

歩道入り口の付近でございます。

歩道沿いの様子でございます。

同じく歩道沿いの様子でございます。

歩道から車道に出てくる所でございます。この付近には、奥に住宅が見えるわけでございますが、車道沿いの部分は宅地として普通地域になるものでございます。

高岩展望台から北側、これは種差漁港側でございますが、その方面を見た所でございます。

3番は以上でございます。

次は4番、5番の大久喜地区になります。資料でいきますと7ページになります。拡大をしてみます。

まず、4番の拡張される部分でございます。ここは、公園区域が拡張される部分でございますが、現況はクロマツを主体とした森林になっております。昔、芝生地が広がっていた所で、後で植林された松が大きくなり、また、その松が自然に増殖しまして、現在のような状況になっているところであります。岩礁地から続く自然として、岩礁地と同じ第2種特別地域に組み入れる形で風致の維持を図るものでございます。ここは、素案の段階と同じものでございます。

状況写真を見てください。

高岩展望台から見たパノラマでございます。

次は、少し拡大をして見た所でございます。

次に海側から見た所でございます。

近づいて見た所でございます。

同じく、近づいて見た所でございます。

最後に、反対の、南側の方から見た所でございます。

次に5番の公園区域から削除される部分についてお話を申し上げます。

変更前は、宅地と砂浜を境界としておりましたが、一部造成地となりまして、前の境界が現況では分からなくなっている所でございます。このため、より明確な地番界を境界とすることとしまして、造成地を含む宅地部分を公園区域から削除するというにいたしましたものでございます。ここも素案と同じものでございます。

状況写真を見てください。

県道の方から全体を見た所でございます。

漁港側のところがございます。左側が削除される部分というものになります。

県道側を見た所でございます。

4番、5番は以上でございます。

6番の榊平海岸地区でございます。資料は8ページとなります。拡大をしてみます。

人家のあります区域が普通地域になります。

特別地域の中にある建物、真ん中辺でございますが、栽培漁業センターの施設でございます。素案の段階では、栽培漁業センターの敷地についても、普通地域に変更するというようにしておりましたが、ここは特別地域のままで支障がないものと考え、見直しをいたしました。

状況写真を見てみます。

北側から見た所でございます。

次に南側から見た所でございます。

6番は以上でございます。

変更の最後になりますが、7番の階上岳つくし森地区でございます。資料につきましては、9ページになります。拡大をしてみます。

つくし森は、山頂に神社がございますが、右下の方になりますが、その神社周辺の良好な広葉樹林が第1種特別地域として位置付けられております。しかし、現地を調査しましたところ、標高の低い方はスギの人工林、あるいはヤブになっている広葉樹の若い林がございますが、神社周辺の森林と様相が異なるということが分かりました。従いまして、現況を確認しまして、標高300mを境に下の方を周囲と同じ第3種特別地域に見直しすることとしたものでございます。ここも素案と同じでございます。

状況写真を見てみます。

林道沿いの様子でございます。右側がスギで左側が広葉樹の若い林となっております。この付近は、第3種特別地域に変更する部分でございます。

ここは、林道付近でございますが、このあたりも第3種特別地域に変更する部分でございます。ここから山頂側に向かって若干登って見ます。

登ってまいりますと、標高300m付近から斜面が急になってきます。ここは、その上の方でございますが、第1種特別地域として残される部分でございます。

今、申しましたように、標高300mのラインが概ね地形的に斜面勾配の変化点になっておりまして、林の様子も異なってきております。このため、標高300mを地種区分の境界といたしました。

先ほどの斜面と反対になりますが、登山道もありまして、散策に訪れる人も見受けられます。ここは、第1種特別地域にあたります。

変更の区域については、以上でございます。

続きまして、利用施設計画につきまして御説明いたします。資料につきましては、10ページになります。

現在の計画では、園地が12か所、野営場が4か所、スキー場が1か所、車道が2路線、歩道2路線となっております。

園地とは、公園利用者の散策、あるいは自然観察など、自然との触れ合いを図るため、歩道や芝生、駐車場などの施設をもって一定の土地の広がりを持つものがございます。

今回の変更では、階上岳の寺下観音の野営場を1か所とスキー場1か所を削除することとしております。

理由でございますが、今後、整備される見込みがなく、公園利用上の必要性に乏しくなったためであ

ります。

以上で資料2の説明を終わらせていただきます。

続きまして、資料3、4の説明でございますが、資料3は公園の指定書及び公園計画書となっております。この指定書及び公園計画書と資料4の公園計画図、この図面が公園の指定及び公園計画の決定に必要な資料になります。今回の案件でございます、公園区域及び公園計画の変更という手続きにつきましては、この2つの資料を作成するものでございます。

この資料3の指定書と計画書の内容でございますが、今回、変更に係る部分を含めまして、自然公園の全体が掲載されております。ただ今、御説明を申し上げました資料2の内容、今回変更するものでございますが、それを定められました書式に従って、こういう形で整理したものでございます。資料2の説明と若干だぶりますので、説明の方は省略させていただきます。

資料4でございますが、先ほど申しましたように、種差海岸階上岳県立自然公園の区域と公園計画を示した全体の図面となっております。同じく説明を省略させていただきます。

最後になりますが、資料5でございます。変更の手続きにつきまして、これまでの経緯と今後のスケジュールについて簡単に御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料5を御覧いただきたいと思っております。

9月に前回の審議会を開催いたしまして、報告をさせていただきました。その後、土地所有者との調整等を行って参りました。そして今回、素案の一部を修正しまして、諮問案件としてお示ししているわけでございますが、それにつきまして、国の関係機関、あるいは八戸市、階上町、県庁の関係課に意見照会をいたしました。その結果でございますが、全て異存なし、あるいは意見なしというものでございました。

また、パブリックコメントを30日間実施いたしまして、県のホームページに提示、あるいは各地域県民局に資料を備え付けまして、広く意見を募集しましたが、出されました意見はございませんでした。

今後の予定でございますが、2月1日に開催が予定されています、県の国土利用計画審議会にこの案が諮問されることとなります。これにつきましては、自然公園の区域変更で面積が1haを超える場合、土地利用基本計画を変更する必要があるということから諮問するものでございます。

その後、土地利用基本計画の変更決定を受けまして、3月頃になるかと思っておりますが、県報で告示をするという予定にしております。

以上で諮問案件の説明を終わらせていただきます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

それでは、この県立自然公園の変更につきまして、御意見を受けたいと思っております。御質問でも結構ですが、どうぞ、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

私も、何か皆さんに聞かれた時にある程度は答えられるようにということで、現場を見せていただきまして、概ね妥当になったかなというふうには考えておりますが。何か御意見があれば、はい、どうぞ、お願いいたします。

(小田委員)

本当に大変素朴な質問です。

施設の削除されたのが、階上の野営場とスキー場でございますよね。これからも整備する予定もないし、利用もこれからあまり見込まれないということで削除されたということですが。

(藤田会長)

利用計画の方ですね。

(小田委員)

そうです。

それで、そこは、そのまま、現状のままになるのか。また、整備された当時、前の状況に戻すものなのか。例えば、野営場として利用されていたら、いろんなちょっとした施設などはあると思うんですが。それはそのままなのか。それは撤去されるものなのかな？というような。スキー場についてもそうですね。そういう素朴な疑問というか、そういうのがあるんですが、如何なものなんでしょうか。

(藤田会長)

はい、どうぞ、事務局。

(三上自然保護課長)

今の御質問の関係でございますが。現在、計画ということでありまして、そこには、今現在、何も無いでございます。今後、そこにもまた、先ほど申しましたように、そういうような野営場あるいはスキー場、建設計画がないということで町の方からも聞いておりますので、こういう形で現状のままで計画を削除するということになるものでございます。

(小田委員)

全く、最初から計画だけで、そこは利用も今まではされていなかったということなんですね。ありがとうございます。

(藤田会長)

だから、施設が無かったので、今後の施設整備の計画を止めますという。

(小田委員)

私の勘違いでした。ありがとうございます。

(藤田会長)

ほかにございませんでしょうか。

今日、地元の八戸市さんとか来られていますが、特にこの保護計画の変更につきましては、もう了解ということでよろしいですね、地元は。

ほかにないでしょうか。

私も最初は、前回、第1種特別地域から普通地域になるということで、そのへんがどういうものかというふうに思いまして、現場を見させていただきました。それで、大体、第2種特別地域というのは、本来は、施設整備をすとか、利用がかなりあるような所が第2種特別地域になっていまして、それで、

自然草原ですか、ああいった所は、かなりの利用者がありましたので、第1種特別地域を第2種特別地域に残していただくというふうなことをお願いして、聞き入れていただいたという経緯がありますが。

それでは、これを了承するというところでよろしいでしょうか、皆さん。

それでは、特に御意見がなかったものですから、これで質疑を終わらせていただきます。

それでは、諮問案件の種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更については、これを適当と認めたいと思います。

御異議がないようですので、この諮問案件につきましては、原案が適当であると認め、その旨答申したいと思います。ありがとうございました。

そうしますと、事務局の方で答申案、原案通りなんですけど、作成するということですが、休憩を取りますか？取りますか。分かりました。

それでは、今から10分間休憩をいたしまして、事務局の方に答申案を作成していただきたいと思います。

20分、2時20分に再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

この答申書のコピーは、皆さんに届いたわけですね。分かりました。

それでは、審議を再開したいと思います。

それでは、皆さんに答申のコピーが届いているかと思いますが、それで原案通り答申したいと思います。それではお渡しいたします。

平成22年1月27日

青森県知事 三村申吾殿

青森県環境審議会会長 藤田均

青森県環境審議会に対する諮問事項について答申

平成22年1月27日付け青自然第645号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、適当と認められるので、この旨答申します。

記

種差海岸階上岳県立自然公園の公園区域及び公園計画の変更について

(名古屋環境生活部長)

ありがとうございました。

(藤田会長)

ありがとうございました。

それでは、以上で諮問案件についての審議を終えまして、次に報告案件の第三次青森県環境計画(案)につきまして、報告を受けたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(山田環境政策課長)

環境政策課長の山田でございます。説明の方は、座って説明させていただきます。

私の方からは、資料6と資料7に基づきまして、第三次青森県環境計画原案の概要についての御説明

と、資料8で事前に委員の方から御提出のあった御意見とそれに対する県の考え方を御説明いたします。
まず、資料6を御覧いただきたいと思います。

環境計画の位置付けと策定経緯ということで書いております。

環境計画の策定根拠ということでございますが、これは、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例。平成8年に制定しておりますが、この規定において環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知事が定めるという計画でございます。

環境計画で定めなければならない事項として、条例において環境の保全及び創造に関する目標。それから、施策の方向。配慮の指針。その他重要な事項ということが規定されております。

また、環境計画は、広範多岐にわたる環境の保全及び創造に関する施策を有機的連携を保ちつつ、総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向を示すものであるが、県の取組の方向を示すだけでなく、全ての主体による積極的な取組が必要とされている今日の環境問題の特質に鑑み、全ての主体の自主的、積極的な取組を促す役割も併せ持つということでございます。

策定手続でございますが、環境基本条例において、環境計画を定めようとする時は、県環境審議会の意見を聞かなければならないとされております。

2ページ目になります。

策定の経緯ということで書いてあります。

今回は、第三次環境計画ということになりますが、最初の環境計画、第一次になりますが、これは平成10年5月に策定しております、その第一次の計画の期間が平成18年度末で満了したことに伴いまして、第二次環境計画、これを平成19年3月に策定し、この計画期間が平成19年4月から平成22年3月までの3年間となっております。

この第二次環境計画が21年度末、今年度末で満了となることから、平成22年度を始期とする第三次環境計画を策定するというものでございます。

それから、この第三次青森県環境計画の策定にあたってのこれまでの検討経過でございますが、その表にあります、昨年の1月から県民等の意識調査を始めております。それから、3月に入りまして、環境保全施策推進協議会とあります。これは、環境計画の進行管理と新たな環境計画の素案の検討などを行うために、この環境審議会委員の4名を含む8名で構成されている協議会ですが、この中で策定方針の検討とか、素案の検討を進めてまいりました。

また、庁内における関係課で構成する連絡会議、この中でも素案骨子の検討、素案の検討などを行ってまいりました。

昨年の12月28日には、この第三次計画の原案についてパブリックコメントを実施しております。これは、1か月間意見を募集するものでありますが、締め切りが今日までとなっております。各市町村に対しての意見照会も行っております。

この後の予定ですが、今日この原案を御報告して、来月、2月16日の第10回青森県環境審議会において、第三次環境計画案を諮問し、答申をいただきたいと思っております。

その後、3月には、正式に計画を策定するというスケジュールを考えております。

次に今回の第三次環境計画の原案について、委員の皆様には、事前に第三次青森県環境計画（原案）という形で厚いものをお送りしておりますが、今日は概要版を作っておりますので、概要版、資料7に基づいて簡単に御説明したいと思います。

まず、計画の全体構成、2ページですね。2ページをお開き願いたいと思います。

計画の全体構成ということで、この計画原案は、第1部から第7部までとなっております。

第1部は、計画に関する基本的事項ということで、計画策定の背景とか趣旨、計画の性格、環境の範囲とか、計画期間等を記述しております。

第2部として、青森県の概要。

第3部として、青森県が目指す環境の将来像と基本目標。

第4部として、環境の保全及び創造に関する施策の展開。

ということで、自然環境の保全と創造から、他6本の大きな柱を立てまして、それぞれ施策を記述しております。

第5部として、計画の推進にあたっての県の重点施策ということで、計画の中で特に県が重点的に進めていく施策を記述しております。

第6部として、開発事業等における環境配慮指針を記述しております。

第7部は、計画の推進ということになっております。

3ページにそれぞれ第1部の計画に関する基本的事項ということで、まず計画策定の背景ということでございますが、まずこの最初に書いてありますが、最初の第一次青森県環境計画、平成10年に策定しておりますが、その背景が書いてあります。産業型公害から、都市・生活型公害が顕在化してきたということ。

それから、身近な自然とのふれあいや景観など、環境に対する住民ニーズの多様化と。

それから、オゾン層の破壊とか、地球温暖化などの地球環境問題の顕在化の背景を受けて、平成8年には、環境基本条例を制定しまして、平成10年に最初の青森県環境計画を策定しております。

その後、循環型社会構築の必要性、それから温暖化対策の強化の必要性というものを背景としまして、平成19年3月には第二次の環境計画を策定しております。

そして今回、第三次の環境計画の策定であります。温室効果ガスの排出量の増加ということから、地球温暖化対策への取組のさらなる強化が必要。低炭素社会、循環型社会、自然共生社会、これらの3つを統合的に実現する必要性。本県の地域特性である、優れた自然と豊富な再生可能エネルギーを活かして地球環境問題に貢献していくと。その必要性を背景として、今回、第三次の環境計画を策定するというものでございます。

次の4ページは、計画策定の趣旨、計画の性格ということで書いてありますが、ここは、先ほど資料6で説明しておりますので省略いたします。

5ページですが、対象とする環境の範囲ということで、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境と4つの分野に分けて記述しております。それぞれの環境の所に項目を書いておりますが、今回は、自然環境の項目として、里地里山について新たに独立した項目として追加しております。これは、従前からありましたが、対象として明確にするために独立の項目としたものです。

それから、計画期間の所ですが、これについては、今回の三次計画は3年間としたいと。

その理由でございますが、環境行政を取り巻く経済社会情勢の加速度的な変化。環境技術の急速な進歩。県民意識の変化に適確に対応する必要があります。特に、低炭素社会づくりとか、温暖化対策に関連した国レベルでの法整備とか、新たな施策の展開が活発、加速化しておりますので、これに適確に対応していくためには、3年間の計画期間が適当と考えております。

次、6ページに移ります。

青森県の概要ということで、青森県の地勢・気候、人口、産業経済について記述しております。ここは、省略いたします。

第3部として、7ページですが、第3部として、青森県が目指す環境の将来像及び基本目標というこ

とで書いておりますが、青森県が目指す環境の将来像として、循環と共生による持続可能な地域社会とすることを将来像として据えております。これは、現行の第二次の計画と同じ将来像、キャッチフレーズでございます。

この中身としては、本県の健全で恵み豊かな環境を損なうことなく維持しつつ、経済の発展を図りながらより良い地域社会を創造するということと、資源や炭素などの物質の適切な循環を基調として、自然と人との共生の確保を生み出すと。

この将来像は、概ね 20 年後の 2030 年を視野に置いたものであり、この本計画は、当面、3 年間、その将来像を目指して当面 3 年間の取組を示すというものでございます。

循環と共生の考え方として、そこに枠の囲みで書いてありますが、循環は自然の物質循環機能が保全、再生され、二酸化炭素を含む環境を構成するあらゆる物質が健全に循環すること。共生は、青森の豊かな自然を保全しながら、自然の恵みを楽しんでいくという考え方でございます。

次のページ、8 ページです。

環境の保全及び創造に関する施策を展開するにあたっての基本目標ということで、3 つの目標を掲げております。

1 つ目は、恵み豊かなあおもりの環境を次代につなぐ低炭素・循環型社会、自然共生社会づくり。

2 つ目は、あおもりの優れた自然と豊富な再生可能エネルギーの活用による日本の低炭素・循環型社会、自然共生社会づくりへの貢献ということです。

3 つ目として、恵み豊かなあおもりの環境を守り、創る人財の育成と仕組みづくりという 3 つの基本目標を掲げております。

次のページ、9 ページです。

第 4 部として、環境の保全及び創造に関する施策の展開ということで、本県が目指す環境の将来像及び計画の基本目標の実現に向けて、今後 3 年間に県が取り組む政策、施策の体系と施策の展開方向並びに主体別に期待される役割を示しております。

政策・施策の体系としましては、現行の二次の環境計画を基本としながらも、県の新たな基本計画「未来への挑戦」にあります。これとの整合性。それから、温暖化対策の強化などの観点から見直しを行っております。

この施策については、大きく 6 本の柱を立てております。6 本の柱は、この 9 ページから 11 ページまで書いてありますが、1 本目の大きな柱としては、健やかな自然環境の保全と創造。

それから次のページ、10 ページに移りますが、2 つ目の大きな柱としては、安全・安心な生活環境の保全。

3 つ目の大きな柱として、県民に安らぎを与える快適な環境の保全と創造。

4 つ目の柱として、資源の環をつなげる循環型社会の創造。

5 つ目として、未来を守る低炭素社会づくり。

最後、6 つ目として、社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくりということで、大きく 6 つの柱で構成しております。

事前にお渡しした厚い計画の方で、この 6 つの柱の構成としては、共通の構成になっておりますので、どういう構成になっているか御説明いたします。

22 ページをお開き願いたいと思います。

22 ページの方で、1 つ目の大きな柱として、「健やかな自然環境の保全と創造」というのがありますが、この中身としては、まず大きな柱についての現状と課題を四角の中に書いております。その下の方

に、大きな柱に沿った形で、さらに小さな柱とといいますか、ということで、健やかな自然環境の保全と創造の場合ですと、(1) から 23 ページの (7) の温泉の保全までと、こういう小さな柱を立てて、それぞれの施策を展開しております。

そして、24 ページに移っていただきたいんですが。

24 ページには、モニタリング指標ということで、この健やかな自然環境の保全と創造に関わる環境の現状なり環境保全活動の現状を示すものとしての指標を示しております。

このモニタリング指標ですけれども、計画の進捗管理に際して、毎年度、値を把握していくとともに、中長期的な動向や全国レベル、または他県との対比により本県の立ち位置とといいますか、そういうものを確認する意味でモニタリング指標を設定しております。

本計画では、全部で 36 の指標を設定しております。この指標が終わって、28 ページに入りますが、28 ページに入りますと、小さな柱としての健全な水循環の確保・水環境の保全ということで、またそこに現状と課題。28 ページです。現状と課題を記述して、施策の概要、そして施策の展開方向ということで構成しております。

以下、共通の構成ということになります。

また、資料 7 に戻っていただきたいと思えます。

資料 7 の 9 ページに戻りますが、大きな柱として、「健やかな自然環境の保全と創造」ということで、その中で小さな柱として、(1) の健全な水循環の確保・水環境の保全。優れた自然環境の保全とふれあいの確保。森林の保全と活用。里地里山や農地の保全と環境公共の推進。生物多様性の保全。世界自然遺産白神山地の保全と活用。温泉の保全という小さな柱を立てて構成しております。

次のページ、10 ページですが、2 つ目の柱として、「安全・安心な生活環境の保全」ということで、大気環境の保全。静けさのある環境の保全。地盤・土壌環境の保全。化学物質対策の推進。オゾン層保護・酸性雨対策の推進。公害苦情・紛争処理の推進。環境放射線対策の推進、という 7 つの小さな柱で構成しております。

3 つ目の「県民に安らぎを与える快適な環境の保全と創造」ということで、中身は、身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造。良好な景観の保全と創造。歴史的・文化的遺産の保護と活用、ということで 3 つの柱で構成しております。

次、11 ページの「資源の環をつなげる循環型社会の創造」ということですが、1 つ目は、みんなが 3 R に取り組む県民運動の展開。これは、多少具体的に申し上げますと、昨年からは始めています、レジ袋無料配布取り止めの推進とか、家庭から排出される古紙の回収拠点。エコステーションと言っておりますが、これの整備・支援。それから、地域やビル街の事業所オフィスが共同で古紙回収に取り組む、いわゆるオフィス町内会の結成や参加事業者拡大に関する支援などを進めていくと。

それから、資源循環対策の推進。これも多少詳しく申し上げますと、あおりエコタウンにおけるゼロエミッションの取組推進。それから、青森県リサイクル製品認定制度による認定と県の工事又は物品調達における認定製品の優先使用を推進するということがあります。それから、廃棄物の適正処理の推進。

5 つ目の柱として、「未来を守る低炭素社会づくり」。

1 つ目の小さい柱として、省エネルギー型の社会づくり。これは、工場、事業所、農林水産業などにおける省エネルギーの推進とか、省エネ住宅の普及とか、エコドライブの普及とか、こういうものを進めていくということです。

それから、2 つ目の柱として、再生可能エネルギーの開発と利用の推進ということで、太陽エネルギー

に修正したいと思います。

2つ目は、佐藤委員から、2ページから3ページにかけて、今回の計画は第三次であるが、第1部を読んで最初の計画、第二次、そして今回と青森県環境計画がどのように改定されていったのか、今までの流れがはっきり書いていないので分からない。ということで、そのへんのところを本文の方に概要を明示して欲しいという御意見でございました。

改定の概要とか計画の推移ですね、これを計画本文の中に盛り込むのは、なかなか県のこれまでの計画とか、他県の計画を見ましても、なかなか事例のない所で、そういうことなんです。今回、佐藤委員の御意見を踏まえまして、製本段階で巻末に掲載する参考資料として、一次計画、二次計画の施策体系を掲載して比較できるようにしておきたいと思っております。

それから、藤田会長から、これは新幹線の青森県開業の部分ですが、本文の平成22年度末とありましたが、22年12月ではないかという御意見でした。

これは、全くその通りで、御指摘の通り、22年12月に訂正します。

次のページ、藤田会長から33ページに、「ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐・間伐等による森林の適正な整備を推進します。」を「ブナ、ヒバ等の森を保全するとともに郷土樹種の植栽や複層林化、うんぬん」に修正して欲しいと。理由としては、保安機能を維持するため良い森林は伐採、植栽をせずに保全する場合がありますので、手を付けないことも加えておきたい、ということで御意見の通り修正します。

それから5つ目の澤田委員から、温泉の保全と活用の所で、本文が「温泉は、本県の貴重な資源であり、また再生可能エネルギーとしての潜在能力を有していることから、引き続き適正な利用の推進により温泉資源を保全していく、うんぬん」を「潜在能力を有しているが、資源の枯渇や他への影響が心配されるので、注意深く適正利用を進め」と直して欲しいということでもあります。

これにつきましては、御意見を踏まえまして、澤田委員の御意見を参考にしまして、一部だけ、右の方にありますが、「潜在能力を有しているが、資源の枯渇や周辺環境」ここだけ直しまして、「……への影響が心配されるので、注意深く適正利用を進め」と、このように修正したいと考えております。

同じく、澤田委員から、6つ目、3ページですが、「温泉資源の保護と適正利用」ここ、県民の役割の所ですが、これが「温泉の適正利用」だけでいいのではないかと。これは、県民については、具体的な役割としては、温泉資源の保護はないだろうということで、御意見の通り修正します。

それから、7つ目ですが、藤田会長から、147ページの「市町村との連絡協議の場を通じた意見交換などにより、連携・協力の強化を図っていきます。」ここの言葉が他の所では「図ります」となっていますので、そこに合わせて修正して欲しいという御意見でした。御意見の通り修正いたします。

8つ目、藤田会長からですが、147ページに「各施策が総合的かつ計画的に推進されるような必要な財政上の措置を講ずるよう努めます」の「努めます」を取って「講じます」に修正していただきたいという御意見でした。

ここは、財政上の措置ということで、予算案の作成とか議会への提案、予算の執行等ということで、この財政上の措置は、その年度の財政状況に措置されることとなるため、「こうする」ということは断定して言えないものですから、あえて「努める」ということにしておりました。原案の通り、そのままいきたいと思っております。

最後になりますが、澤田委員から、3番目の大きな柱の「県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造」の所で、「雪国の暮らしについて」全く取り上げていないのはなぜか、ということです。

これは、第一次、第二次では、雪国の暮らしということで、独立して取り上げていましたが、今回の

三次計画からは、対象外としたいと。その理由ですが、第二次計画における「雪国の暮らし」に関する施策内容は、除排雪・消融雪などの「克雪」に関する施策。雪や寒さなどを産業振興とかエネルギーに活用する「利雪」に関する施策。雪を題材とした観光資源開発や冬季スポーツの振興などの「楽雪」に関する施策となっておりますが、「克雪」に関する施策は、他部局が主として、県土整備部ですが、そちらの計画で担保されており、「利雪」に関する施策については、この三次計画の中で再生可能エネルギー関連の所で施策として対応しております。残る「楽雪」ですが、楽しむ雪ですが、これに関しては、これのみ、「楽雪」のみを環境計画の中に位置付けて項目立てすることは、ちょっと馴染まないのではないかと、今回はあえて「雪国の暮らし」ということでは項目立てはしていませんでした。以上でございます。

(菊地環境政策課副参事)

もう1点、補足説明をさせていただきたいと思います。

環境政策課計画・管理グループの菊地と申します。

先週、報道でもございましたけども、松くい虫被害の発生がございました。

先週、1月20日になりますが、蓬田村内のクロマツ、自然木ですが、1本が松くい虫の被害を受けているということで、新聞等でも御覧になったのではないかと思います。

現在、被害の発生が確認されたということを受けまして、農林水産部において、被害拡大防止対策を講じていくと。それから、この自然木、クロマツ1本以外にも異常木がないかということで、調査・監視を現在行っているところです。

被害の発生が確認されたということで、本県が松くい虫の被害の発生県という扱いになるかどうかについては、今後、林野庁と県と協議をして、取扱いがなされていくということです。今、松くい虫被害のお話を補足として御説明申し上げておりますのは、松くい虫の対策について、環境計画の中でも取り上げられているということで、計画原案になりますが、33ページで松くい虫の防止対策ということをして33ページの森林の保全と活用の施策の展開方向の③で取り上げております。

基本的には、この施策の展開方向については、こういった被害の発生がありましても、当然に防止対策ということは推進していくこととなりますので、この部分の文言の対応というのは、このままでよろしいのではないかと、このように思っておりますが、1枚ページをめくっていただきまして34ページに、米印の1ということで、松くい虫被害について脚注で説明をしております。その中の括弧書きになります。「本州において、松くい虫被害の発生がないのは、青森県のみです。」ということで、やはり秋田県まで松くい虫の被害が北上してきたということで、本県では、まだ発生をしていない。それが、青森県の生態系の豊かさでもあるのではないかと、こういったような観点でこちらの脚注でも取り上げさせていただきましたが、先ほど申しましたとおり、松くい虫が発生県、本県が発生県となるかどうかということについては、林野庁、国の方との調整が必要だということになりますので、ここの記述の扱いについては、そういった林野庁との調整の状況、所管部局における調整。そしてまた、藤田会長にも相談をさせていただきながら、次回の審議会が諮問答申ということになりますので、それまでに対応を検討してまいりたいということを補足として付け加えさせていただきたいと思います。

以上、事務局側からの説明ということになります。よろしくお願いたします。

(藤田会長)

ありがとうございました。

それでは、これから皆様の御意見を伺いたいと思いますが、どなたからでも。

まず、資料8につきまして、事務局の考え方ということで書かれています。意見を出された委員の方で、何か御意見がありますでしょうか。よろしいですか。

出された委員以外の方でも結構ですが、この資料8につきまして、まず伺いたいと思いますが、よろしいですか。

それも含めまして、何でも結構ですので、御意見をお願いいたします。

はい、関先生。

(関委員)

お伺いしたいことがあるんですが。

まず、この第三次青森県環境計画というのは、3年間ということで出されたと思うんですが。この3年間の中で、例えば、低炭素ですね。省エネルギー関係の低炭素型のものを創るというプロジェクトとかありますが、具体的に何%、二酸化炭素を下げようとしていらっしゃるのか。この計画を実行するにあたって。そのへんの所をお伺いしたいんですが。

(藤田会長)

項目でいくと、どこになるんでしょうか。

(関委員)

具体的には、120 ページあたりですね。120 ページあたりの「未来を守る低炭素社会づくり」

(藤田会長)

それでは、事務局の方で分かりましたらお願いいたします。

(山田環境政策課長)

CO₂の削減率を具体的な目標として何%まで下げるという目標があるかということだと思いますが。今、国の方といいますか、いわゆる世界的な、国際的な会議のCOPですね。そちらの方での会議もあったんですが、日本としては、最終的に、今日のニュースだと思いますが、日本国としては25%削減ということで、国連の方に提出するという事になったようです。

ただ、この25%削減をそのまま県が引っ張るのかと。なかなかこれも難しい話で、しからば、国がどういう形で25%削減を達成しようとしているのか。これもまた見えていませんので、そのへんを見極めながら県としてどういう施策、国との施策の関係でやっていけるのか。そのへんを精査していかないと、具体的に県としてどのくらいのパーセントかというのは、まだ出せない状況です。

実は、来年度、温暖化の計画、第二次になりますが、これを策定する予定ですので、国のこれからの25%削減に向けた道筋といいますか、施策なりを見ながら、県としてどのくらいまで下げていくのかという目標を定めることになるのかなと。今の段階、定めることになるのかな、ということで数値自体もどうなるのかと悩んでいますが、まず国がどうやって25%下げよう、達成しようとしているのか、そのへんを見極めながらということを考えています。

(藤田会長)

よろしいですか。

(関委員)

続いてよろしいですか。

今のところ具体的なパーセントというか、数字は出せないとおっしゃっていましたが。でも、この計画に基づいてやるわけですね、具体的には。そうしますと、どこの所でどの程度、例えば、第二次計画、環境計画がありましたよね。それが終わって、今度は第三次に入るんですが。じゃ、第二次の時に殆ど下がっていないわけですね。全部上がっていますよね。それに関して、じゃ、どういう反省をされているかという、ここに文章が書かれています、こういうことが増えたから、ああいうことが増えたから、ということをもたまたま繰り返すのかどうかになるわけですね。何か、そういうことの反省に立って上で、第三次計画というのがあるべきだと、私は思うんです。

したがって、今までのやられてきたことで、どこの部門で何%下げるのか。そういう具体的な目標を掲げた、そういう計画というものを持っていただきたいと思います。

(山田環境政策課長)

これまで県として、6.2%削減ということでやってきましたが、大きく増加した理由というのは、民生部門といいますか、家庭とかオフィス、民生部門ですね。特に青森県の場合は、暖房用の灯油、これが非常に多く使われているというのが、1つの大きな原因になっております。

それから、運輸部門。この運輸部門も、結局、車も非常に所有数が増えているということと、大型化といいますか、3ナンバーの車が非常に増えているということがありまして、このへんが大きな原因となっておりますが、これから、やはり家庭部門における省エネといいますか、そういうものを、省エネ型の住宅とか、要するに灯油を少なく使うというふうな形の省エネ型の住宅の普及とか。それから、車にしても、これから電気自動車とか、プラグインハイブリッド、そういうものがどこまで県内、日本全体もそうですけども、県内でもどこまで進めていけるのか。このへんにかかってくるので、これを県として、それでは、何十万だとか、省エネの住宅を何万戸というのを具体的に施策設定できるかどうかにかかってくるわけですから、そのへんがいろいろ考慮して、検討すべきことが一杯あるということで、反省点といいますか、これまで増えてきた理由としては、そういうふうなことです。そのへんをこれからどう整理していくかということだと思います。

(藤田会長)

よろしいですか、関先生は。

(関委員)

いいとは言えないんですが。やはり、具体的に数字を出して、きちんとそれを達成していただきたい。どこの部門でどのぐらい達成できなかったのか。そういうこともきちんと明らかにしていっていただきたいというのがお願いです。

(藤田会長)

事務局の方は、それに対してよろしいですか、そういう数字を出すということ。

(名古屋環境生活部長)

今、山田課長からも御説明いたしましたけども、目標を出してそれを達成するためには、事業者だけではなくて、県だけではなくて、一般の県民の方々、それぞれが今の生活をそのまま続けていって良いのかということを考えながら、一人ひとり、それぞれの主体ごとに取り組みを進めていくということが、やはり大事になるのかなと。

言ってみれば、今の生活を続けるのか、それとも少し不便でもCO2の削減が少しでも実現するように、少しずつ我慢するのか。ライフスタイルを変えなきゃいけないということがありますので、やはりそこは、そういうことをしていこうという気持ちになるか、ならないか。これは非常に大事なことなのかなと。

我々、先ほど、関委員から、反省が必要ではないかということについては、県としても反省はいたしますが、目標を掲げて、それぞれでやりなさいと言っただけでは、実現できないというのが、やはり一番の大きな反省かなと思っております。

ですから、数値を掲げることは簡単というか、ある程度、こういうことをやれば、こういう数値は実現できますという形で示すことはできるんですが、じゃ、それをどうやって実現するのかということは、非常になかなか、それぞれの主体がどういう行動をしていけばいいのかということの一つ一つ積み上げていかないと、結果としては出てこないということなのかなと思っておりますので、今できることをそれぞれがやっていかなければいけない。そのためには、どういう取組が良いのかということをお我々も今、単年度単年度で摸索しながらやっております。それをある程度まとめて、3年なら3年、あるいはもっと長期に見通しができるようになればいいんですが、これもやはり国が国内対策としてどういうことをそれぞれに求めるのか。あるいは、最後に排出権取引で一挙に片付けようとしているのか、それがちょっと見えません。見えないものですから、どういう形で進めば良いのかという大きな方向性が、今現在はちょっと見えない状況もあります。

そういったことを踏まえながら、かと言って、計画は作らなければいけないということもありますので、そういったことを勘案しながら、今できる形でやっていきたいと、今は考えているところでございますので、どうかそのへんは御理解願いたいと思います。

(藤田会長)

はい、どうぞ。

(山下委員)

今のお話を聞いていてということもあるんですが。今回のこの原案を見た時に、一番の印象は、具体的な数値がないということ以上に、そういう県民の役割とか、いろんなものが出てはくるんですが、例えば、今、パッと開くと98ページにも出てくるんですね。市町村の役割、県民の役割、事業者の役割、分かるんですが、じゃ、これをどういうふうに誘導していくのか。そして、ただそれぞれやっていて、例えば、県民は一生懸命やったけども、事業者がやらなければ目標が達成されないわけです。そういう意味では、やった人が損するような状況というものが環境問題についてあると思うんですが。これをどういうふうに束ねて、ある方向へ誘導していくのかということをお県の役割としてはっきりさせて欲しいな、ということが、今の関先生が言われたこと、私は社会学ですので、その立場で言うとそんな感じなのかなと思います。

目標はいろいろ掲げてあって、共生と循環ということで、これを持続可能な地域社会で創るという目

標は良いと思うんですが。ちょっと今、見ただけだと、この持続可能な地域社会をどういうふうにプログラムするのかということについて、まだやっぱり見えていない段階なのかなと。

その中で、重点施策として、121 ページの所に、おそらくこれが多分、今、名古屋部長が言われたことは、これに該当してくるのかなと思うんですが。人財の育成と、それからおそらくパートナーシップという所につながってくるんだと思うんですが。重点施策にはなっているんですが、これで具体的に何をして、それがCO2削減に向けてどういうふうにつながるのかということは、やっぱりこの計画の中ではまだ見通しが立たないというあたりにイライラがあるのかなと思うんです。

私の方からお願いしたいこととしては、最近、環境に関しては、環境ガバメント、環境政策からガバナンスへというふうな言い方をよくすると思うんですが。やっぱり、どういうふうにそれぞれ一つ一つの政策をやっていくのかということとともに、どういう形での体制で環境行政、環境施策をやっていくのかということについて、もう少しはっきりと踏み込んで欲しいんですが。3年の間に少なくとも、どういう体制づくりをするべきなのかなということも、きちんと検討課題に入れるというふうな書き方もあるのかなと思うんですが。今すぐこうしたら、要するにこの環境計画が上手くいくというふうな形で書き込むのは無理としても、どういう形でいろんな主体の協力を得て、環境パートナーシップができるのかということについて、3年の間に徹底的に議論するぐらいのことはした方が良いのかと。このままだと、3年後にもまた同じ議論をするのかなと、今心配になりまして、そういった形での書き込みで何とか、実際、具体的に、特に121 ページですが、やっていただきたいと思って見ておりました。

特に、私は社会学ですので、この中にも半分ぐらいは人文社会系の方もおられると思うんですが。例えば、大学の知識やノウハウの研究の使い方ということでも、これをパッと見ていくと、循環型のエネルギーを創るための理系の活用みたいなものが出てくるんですが、例えば、パートナーシップなんかは、我々は専門で入っていますが。そういうことについては、あまり配慮されていないという感じがして、自然科学的な知識の積み重ねも大切ですし、その部分でのモニタリングという所でも凄く断片的になっているので、そのへんも全体として統括していく必要があると思うんですが。その事とともに、社会的な部分も体制づくりをしっかりと3年間でやっていくというぐらいのことは書いてもらわないと、ちょっと3年後が、見通せないかな？という気がしました。ちょっと上手く伝わったかどうか分かりませんが、以上です。

(藤田会長)

今、お二方の御意見というのは、実施の方法みたいなことですよ。計画をどうやって、計画の目標みたいなものが環境計画としては出ているんですが。具体的にどうやって実施をしていくかというような御質問だと思うんですが。事務局の方、如何でしょうか。

(山田環境政策課長)

社会的なパートナーシップの推進体制といいますか、この121 ページの表現としては、単にパートナーシップの推進ということしか書いてないんですが、これを具体的にどういう体制を進めるのかというお話だと思うんですが。いろんな推進体制があると思うんですが、何とといいますか、例えば、これまでやってきたレジ袋の有料化の話にしましても、これは各小売業者さんとの連携を図っていく、そういうこともありました。それから、オフィスから出る古紙回収。これについても、古紙回収業者とか、そういう排出事業者に集まってもらって一緒にやっていくという形で、具体的にはそういうことなんです。それをこの121 ページの中にパートナーシップを推進するネットワークづくりということで、どう書く

かとなると、ちょっとこれは、先生と相談もしながらと思いますが。今すぐ、こう書けばいいのかな？ というのが出てこないんですが。これはまた、相談させてもらいながらということをお願いしたいんですが。

(藤田会長)

ちょっと、これは難しいかもしれませんね。
ほかに御意見、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(葛西瑛子委員)

私は、専門の職業というのは、もう過ぎた年代でして、一主婦の立場からこれを読みまして、時代の変化を強く感じております。日々のごみを出すという生活の中で、小さい子どもからお年寄りまで、雪の深い青森の場合、なかなか個人で努力しても、ごみなど、お年寄りは適当な所にごみを運ぶということも難しそうです。

そういうことから、やっぱり環境を作っているのは、住んでいる住民ですから、ここにもあります「環境教育」とか、「学習の推進が重要となります」と唱えておりますが、この席に義務教育の学校現場の先生とかはおられませんので、私、教育の新聞で見ましたが、青森県の環境教育というので、何年か前に、素晴らしい学校の先生と生徒の環境に対する取組の発表を新聞で読みました。これは、教育新聞ですので、一般のものと違いますけども。そういう見えない所で一生懸命取り組んでいる先生と生徒がいらっしゃるのに、ちょっと感動したんですが。ただこうして読んでみると、何のことも、これを読むだけで終わっちゃって、自分で何をどういうふうに質問して良いのか分からないで今日来ましたけども、もう少し、やっぱり一人ひとりという言葉もありましたが、直接やはり、人間を育てる学校、教育現場のお力によるところが一つ。あとは、事業の方から出てくる、これは自動車とか住宅とか、こういう問題は、それぞれの専門の方々の、これから良いものを作っていただくということになるのではないかと思います。それから、予算が伴うこともありますから、口にしたいけども、「こうします」と言えない、そういうことも県の方のお立場からすればあるのではないのでしょうか。

ですから、この、ここに書かれた一つひとつの言葉の重みというものを機会あるごとに分かりやすく、それぞれの生活、それぞれの生活の中でこれから大きく口にしなければならない問題ではないでしょうか。昔はこんなに環境のことをどうとかということは無かったように思います。今は環境教育という言葉とか、読んでいて分からない言葉が沢山ありますが、何だかこれは、一人ずつこうすれば良いことなのだという生活のあり様が問われているような気がしてなりません

長くなりますけども、上手く表現できませんが、やはり一人の人をどのように環境に優しい人間に育てるかということ、育てる立場の方々に私は期待しております。お粗末ですけども。これを読みまして、つくづく思いました。

(藤田会長)

ありがとうございました。

(山田環境政策課長)

ありがとうございました。

環境計画ということで、表現的には詳しくは書けていない、ある意味、具体的に書けていないんです

が。まさに環境教育ということに関しては、委員がおっしゃったとおり、青森県、各学校、一生懸命頑張っています。私達も、環境出前講座ということで、学校の方に伺っていますが、非常に小学校の子ども達、知っていますね、環境のこと。興味をもって、目を輝かせて話を聞いています。そういうことで、具体的な現場に行けば、やはりいろいろとやっているんだということが分かると思います。

それから、各家庭における省エネ。要するに、省エネ住宅なり電気の節約とか。こういうものも興味を持っている人は非常によくやっているんですが、いかに興味を持っていない人に具体的に普及していくのか、そういうことを考えています。

ということで、来年度の事業として、例えば、省エネ住宅について、家庭の経済上も良いものだというのを具体的に普及していくということも考えております。

ですから、確かに、この計画自体は具体的には書いていないんですが、そういう個々の所では、いろんな具体的なこと、住民とか事業者に訴えかけていくということです。

(藤田会長)

ほかに、どうぞ。

(飯委員)

感想めいたことで恐縮ですが。拝見していて、第3部ですね。16 ページ、17 ページと青森県がめざす環境の将来像及び基本目標が掲げられているわけですが、ほかの部と比較して、ページ数の上でも2ページしかないということで、できればもう少し詳しく将来像等を打ち出せないのかなということを感じます。

具体的には2つありまして、1つは語句の説明で、循環の所は主に自然環境の関係で書いてあると思いますが、もっとリサイクルとか、廃棄物の適正処理とか、むしろそちらの方が循環の中心だと思いますので、循環の説明にそうした第4部で書かれているようなことも、より細かく書き込まれるとよろしいのかと感じます。

2点目ですが、ここでは「循環」と「共生」の言葉の説明がありますが、「持続可能」ということの説明がありません。私の感想では、むしろ持続可能ということをより説明された方がよろしいのではないかと感じます。御存知のとおり、持続可能性ということは、サステナビリティという、英語でも国際的に議論されているところですし、あとは、「持続可能」よりも、「持続可能的発展」とよく言いますよね。サステナブルディベロップメント。将来像として16 ページの頭の方に「循環と共生による持続可能な地域社会」とありますが、何か発展するのかどうか、持続可能はあるんだけど、方向性がちょっと見え難いということがありますので、分かりませんが、例えば、「循環と共生による持続的に発展する地域社会」とか、そういった言葉が良いのかなと感じます。第1部の3ページの上の方、3ページ上から3行目には、持続的に成長・発展するという言葉もございますので、第2部に書かれているような青森県の現状、人口減少、そして産業では農林水産業が盛んで、エネルギー産業も盛んである、そうした青森県という地域をどのようにこれから活かしていくのか。しかも環境に優しく、いかに発展していくのか。こういった方向性を志向するというのはいかがでしょうか。

以上、感想で恐縮ですが、終わります。

(山田環境政策課長)

今の御指摘、事務局に戻って検討させていただきたいと思います。

(藤田会長)

まだいろいろあるかとは思いますが、福士先生とか、まだ御発言がないんですが、ちょっと時間になりましたので、この程度で終わりたいと思います。

この審議会を終わらせていただきます。

事務局から何かありましたらお願いいたします。

4. 閉会

(司会)

事務局からは特にございませんので、1時半からのスタートということで、約2時間、長時間の御討議をいただきました。誠にありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして、名古屋環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

(名古屋環境生活部長)

本日は、委員の皆様には御熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

お陰をもちまして、諮問案件1件、報告案件1件につきまして貴重な御意見をいただくことができました。厚くお礼申し上げます。

本日、委員の皆様からいただきました様々な御意見、御提言につきましては、今後の環境行政に我々反映させて参りたい、来年度以降の政策にもしっかりと反映させて取り組んで参りたいと考えております。

これからも、本県の環境をより良いものにするための御指導、御協力について賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(司会)

それでは、以上をもちまして、「第9回青森県環境審議会」を閉会いたします。

なお、次回の御案内をさせていただきますが、来月、2月16日になります。会場は、こちらの国際ホテルで、時間は1時半からということになります。改めて、御案内を差し上げますので、よろしくお願いをいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以上